

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
九州防衛局長 殿要望者 住所又は
所在地
氏名又は
名称
担当者
連絡先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「芦屋飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用について」の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地：
2. 区 分 ・ 数 量： 土地 m²
3. 期 間： 許可日 ～ 令和 年 月 日
4. 使 用 目 的：
5. 使用計画の概要：
6. 設 置 す る 施 設：
7. 転賃の予定の有無：有 ・ 無
8. 計画図

誓 約 書

□私

□当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者。）
 - (2) 会計更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立をしている者又は申立をされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしている者又は申立をされている者。
 - (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

九州防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

誓 約 書

□私

□当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転借を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者。）
 - (2) 会計更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立をしている者又は申立をされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしている者又は申立をされている者。
 - (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転借物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転借物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

九州防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
九州防衛局長 殿

申請者 住所
氏名（代表者）

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 口座名：
(2) 所 在：
(3) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画（事業計画）

4 使用しようとする期間

自：令和 年 月 日から
至：九州防衛局指示のとおり

5 その他参考となるべき事項

担当者連絡先（納入告知書送付先）
〒〇〇〇-〇〇
〇〇県〇〇市〇〇
〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和 年 月 日

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
九州防衛局長 殿

使 用 者
住 所
代表者氏名

.....

令和 年 月 日付九防管第 号により国有財産使用許可を受けました
下記物件は、令和 年 月 日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

1. 所在地 :
2. 区分・数量 : 土地 m²
3. 上記物件使用開始の : 九防管第 号
許可番号及年月日 令和 年 月 日
4. 返還理由 :
5. 添付書類 :

.....

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 年 月 日

確認者 九州防衛局 管理部 施設管理課